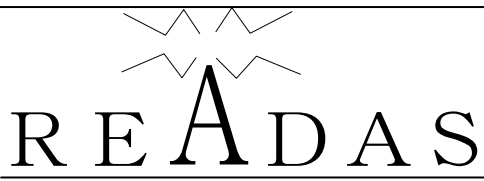


第 6069 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年10月26日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 領収書がない場合の仕入税額控除

Q：会社が借りている事務所の賃料は、毎月指定日に口座振込となっており、請求書や領収証は発行されないこととなっています。この場合は、消費税の仕入税額控除の要件である請求書等の保存ができませんが、どうしたらいいですか？

A：振込金受取書等を建物賃貸借契約書とともに保存することで仕入税額控除の適用が受けられます。

【解説】

消費税の仕入税額控除を受けるには、次の事項を記載した「請求書等」を保存しなければなりません。

- ①書類の作成者の氏名又は名称
- ②課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
- ④課税資産の譲渡等の対価の額
- ⑤書類の交付を受けるその事業者の氏名又は名称

ただし、お尋ねのように、契約に基づきその支払いを口座振込するような場合は、一般的に請求書や領収証が発行されませんので、この場合には、口座振込をした際の振込金受取書とその振込にかかる契約書とともに保存しておけば「請求書等」を保存していることとされています。

したがって、仕入税額控除の要件を満たすには、これらの書類を課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存しておけばいいこととなります。

